

## 第127号議案

府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月18日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

市議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

# 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年9月府中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「100分の237.5」に改める。

第2条 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の237.5」を「100分の232.5」に改める。

## 付 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

### (期末手当の内扱)

3 第1条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和5年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

## 参考（第1条関係）

### 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

(\_\_\_\_\_は、改正部分)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| (期末手当)   | (期末手当)   |
| 第7条 省 略  | 第7条 省 略  |
| 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の237.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間（次条において「支給基準期間」という。）におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間（次条において「支給基準期間」という。）におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 |
| (1)～(3) 省 略  | (1)～(3) 省 略  |
| 3 省 略  | 3 省 略  |
| <u>付 則</u>   |  |
| <u>(施行期日等)</u>   |  |
| 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u>  |  |
| 2 <u>第1条の規定による改正後の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。</u>   |  |
| <u>(期末手当の内扱)</u>   |  |

新

旧

3 第1条の規定による改正前の府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和5年12月1日から同条の規定の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 参考（第2条関係）

### 府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照（抜粋）

(\_\_\_\_\_は、改正部分)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| (期末手当)   | (期末手当)   |
| 第7条 省 略  | 第7条 省 略  |
| 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間（次条において「支給基準期間」という。）におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、それぞれその支給基準日現在において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の237.5</u> を乗じて得た額に、支給基準日以前6月以内の期間（次条において「支給基準期間」という。）におけるその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 |
| (1)～(3) 省 略  | (1)～(3) 省 略  |
| 3 省 略  | 3 省 略  |
| <u>付 則</u>   |  |
| <u>(施行期日等)</u>   |  |
| 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u>  |  |
| <u>2～3 省 略</u>   |  |